



令和8年5月号

# 垂井警察署交番だより

作成者 表佐駐在所 栗田 垂井警察署 TEL0584-22-0110

4月1日から自転車の交通違反に青切符が導入されています

16歳以上が対象で、警察官から違反内容が記載された「青切符」と、反則金の「納付書」が交付され、反則金を納付する手続きです

**例) 携帯電話使用等(通話や画面注視)の違反 ⇒ 反則金 12,000 円!!**

違反しないためにも、今一度、自転車の基本的な交通ルールを知っておきましょう

～ 自転車安全利用五則 ～

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

【 歩道を通行できる場合 】

○ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者

○ 歩道通行可の道路標識がある歩道

(国道21号などに設置されています)

○ 著しく自動車の交通量が多いなど、車道を通行すると事故の危険があるとき

【 歩道を通行するときのルール 】

○ 歩道の中央から車道寄りを通り、歩行者の通行を妨げるときは一時停止

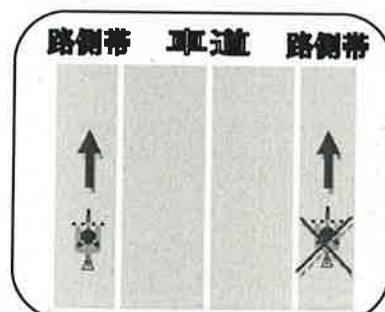
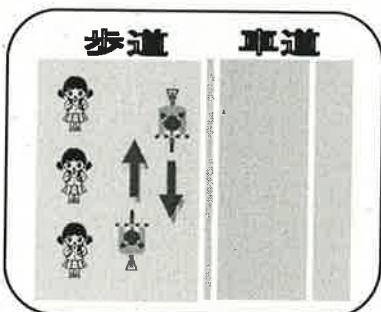
【 路側帯を通行するときのルール 】

路側帯とは歩道がない道路の端に、白線で車道と区画されたエリアのことです

○ 路側帯は自転車も通れますが、歩行者優先で、道路左側の路側帯を通行



この標識がある歩道は  
自転車も通行できます



2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

青切符では済みません

重い違反に適用される赤切符を切られ、裁判を受け、高い罰金を収めることとなります  
絶対にやめましょう

5 ヘルメットを着用

自転車の事故で死亡した人の約6割が頭部に致命傷を負っています



垂井署のホームページにつながります。  
ご覧ください